

建設部

議案第 20 号 令和 7 年度大津市一般会計予算のうち、
建設部の所管する部分について

それでは、議案第 20 号 令和 7 年度大津市一般会計予算のうち、建設部の所管に属する部分につきまして、ご説明を申し上げます。

予算説明書の事項別明細書「説明欄」の記載に沿いまして、歳入歳出予算の主な事項・事業について、説明を加えてまいります。

まず、歳入からでございますが、予算説明書の 46 ページ及び 47 ページをお願いいたします。

最下段の款 13 交通安全対策特別交付金、項 1 交通安全対策特別交付金、目 1 交通安全対策特別交付金、節 1 交通安全対策特別交付金につきましては、昭和 43 年の道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、交通事故発生件数や改良済道路延長などをもとに配分され、本市が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるものです。

次に、52 ページ及び 53 ページをお願いいたします。

款 15 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 6 土木使用料、節 2 道路河川使用料として、説明欄記載の道路占用使用料、法定外道路等

占用使用料、河川占用使用料及び準用河川占用使用料は、市道や河川及び法定外道路等における関電柱やN T T柱、ガス管などの占用に伴う使用料です。

その下の節3 港湾使用料につきましては、本市が管理する港湾の使用料です。

次に、54 ページ及び55 ページをお願いいたします。

節4 都市計画使用料のうち、建設部の所管に属するものは、説明欄の3つ目及び4つ目でございます。

3つ目の自転車駐車場使用料は、小野駅前をはじめ17箇所の有料自転車駐車場に係る利用料金収入であり、4つ目の駐車場使用料は、明日都浜大津をはじめ5箇所の公共駐車場及び7箇所の月極駐車場に係る利用料金収入であります。

次に、58 ページ及び59 ページをお願いいたします。

項2 手数料、目6 土木手数料のうち、建設部の所管に属するものは、節2 道路河川手数料であり、説明欄の土木証明等手数料につきましては、市道や法定外道路等に係る官民境界確定協議の図面や原本証明等及び道路台帳図や道路幅員証明の交付に伴う手数料です。

次に、62 ページ及び63 ページをお願いいたします。

ページ上段、款16 国庫支出金、項1 国庫負担金、目3 災害復旧

費国庫負担金、節 1 災害復旧費国庫負担金の説明欄の公共土木施設
災害復旧費負担金につきましては、道路や河川の災害復旧に伴う国
庫負担金です。

次に、68 ページ及び 69 ページをお願いいたします。

先頭にあります、項 2 国庫補助金、目 5 土木費国庫補助金のう
ち、節 2 道路河川費国庫補助金は、全て建設部の所管に属するもの
であり、説明欄 1 つ目の防災・安全交付金につきましては、通学路
における安全施設整備費、市道の長寿命化を見据えた計画的な舗装
補修費のほか、新名神高速道路整備と連携しつつ推進しております
市道幹 2028 号線の道路改良費等に充当するものです。

2 つ目の交通安全施設整備費補助金につきましては、琵琶湖大橋
西詰め交差点の交通渋滞緩和や北部地域の連絡強化を図るべく推進
しております市道幹 1009 号線の道路改良事業に充当するもので
す。

3 つ目の道路更新防災等対策事業費補助金は、市道橋の点検及び
補修設計費並びに堂村橋をはじめとする市道橋の補修費などを中心
に、橋梁の計画的な安全対策の推進に充当するものです。

次に、節 3 都市計画費国庫補助金のうち、建設部の所管に属する
ものは、説明欄の 4 つ目の都市計画事業費補助金であり、都市計画

道路 3・4・9 号馬場皇子が丘線（北国町工区）、都市計画道路 3・4・46 号比叡辻日吉線並びに都市計画道路 3・5・101 号本堅田衣川線整備事業に、それぞれ歳出に見合った補助金を計上しようとするものです。

次に、ページが少し飛びますが、78 ページ及び 79 ページをお願いいたします。

ページ下部にございます、款 17 県支出金、項 2 県補助金、目 7 土木費県補助金のうち、建設部の所管に属するものは、節 2 道路河川費県補助金であり、説明欄 1 つ目の、地籍調査事業費補助金は、膳所地区及び瀬田地区における地籍調査事業の推進経費に充当するものです。

2 つ目の、急傾斜地崩壊対策費補助金は、大石小田原一丁目の急傾斜地崩壊対策工事に対する県からの補助金を計上するものです。

3 つ目の、滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金は、デマンド型乗合タクシーの実証運行に要する経費に充当するものです。

次に、82 ページ及び 83 ページをお願いいたします。

ページ下段、款 18 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入、節 1 土地貸付収入のうち、建設部の所管に属するものは、83 ページの説明欄の最下段に記載があります、建設部土地貸付収入で

あり、所管する土地の貸付に伴う賃料収入を措置しようとするものです。

次に、86 ページ及び 87 ページをお願いいたします。

ページ上段、款 18 財産収入、項 2 財産売払収入、目 1 不動産売払収入、節 1 不動産売払収入のうち、建設部の所管に属するものは、法定外道路等の譲渡に伴う収入であり、建設部不動産売払収入として予算計上するものです。

次に、88 ページ及び 89 ページをお願いいたします。

先頭にあります、款 20 繰入金、項 1 繰入金、目 1 基金繰入金、節 1 湖都大津まちづくり基金繰入金のうち、建設部の所管に属するものは、国道 161 号湖西道路（真野～坂本北間）及び国道 161 号小松拡幅（14 工区）開通式典等に要する経費に充当しようとするものです。

次に、少しページが飛びますが、96 ページ及び 97 ページをお願いいたします。

94 ページから続いております、款 22 諸収入、項 4 雑入、目 4 雑入、節 1 総務費雑入のうち、97 ページの説明欄最上段の市民センター管理費等負担金は、同センターの一部を貸し付けている事業者等に対し、管理に係る応分の負担を求めるものであり、大津市公共施

設包括管理業務に要する経費に充当しようとするものです。

次に、98 ページ及び 99 ページをお願いいたします。

節 6 土木費雑入のうち、建設部の所管に属するものは、説明欄の 2 つ目から 4 つ目、7 つ目及び 8 つ目です。

2 つ目の積算システム共用負担金は、公共工事設計積算システムの運用に伴う公営企業管理者からの負担金です。

3 つ目の公共交通維持費負担金は、藤尾地域の路線バス回転場用地の借上料に対する京都市からの一部負担金です。

4 つ目の自転車等移動保管料は、保管所に移送保管している放置自転車等の返還に伴う移動保管料です。

7 つ目及び 8 つ目の浜大津ターミナル管理負担金及び石山駅バスターミナル管理負担金は、いずれも施設の清掃費等に対する滋賀県バス協会及びタクシー協会からの負担金です。

次に、100 ページ及び 101 ページをお願いいたします。

節 9 その他雑入のうち、建設部の所管に属するものは、説明欄の下から 3 番目にあります建設部その他雑入です。これは、公共駐車場の指定管理者の自主事業に伴う収入の一部等を計上しようとするものです。

以上で歳入の説明とさせていただきます。

引き続き、歳出につきまして、ご説明を申し上げます。

なお、人件費については、令和6年の人事院勧告等を踏まえ、令和7年度からの適用となる給料表や、地域手当の支給割合の変更等の諸手当の改正が含まれておりますが、事業関連等を中心にご説明します。

建設部が所管する部分は、106ページからでございます。

106ページの下段から始まる款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち、建設部の所管に属するものは、109ページの説明欄上から6番目の8公共施設マネジメント推進費であり、施設の定期点検業務に従事する会計年度任用職員の雇用経費をはじめ、市民センター、幼稚園・保育所、小中学校の計134施設における、公共施設包括管理業務委託等に要する経費です。

次に、ページが大きく飛びまして、180ページ及び181ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、説明欄1土木管理経費は、公共工事設計積算システムや電子成果品の保管管理システムの運用など、建設監理に要する経費です。

次に、目2建築管理費のうち、説明欄2建築管理費につきましては、建築営繕業務に係る経費です。

次に、182 ページ及び 183 ページをお願いいたします。

ページ上段、目 4 広域事業調整費のうち、説明欄 2 整備促進要望活動費は、新名神高速道路建設事業、大津放水路建設事業並びに大戸川ダム建設事業に係る要望活動等に要する経費を計上するものです。

また、3 大戸川ダム整備推進費では、大鳥居歴史民族資料館の管理経費、水源地域整備計画事業の推進等に要する経費を計上するものです。

次に、下段の項 2 道路河川費、目 1 道路河川総務費のうち、説明欄 2 道路河川関係事務費は、道路の改良整備や河川整備の推進に伴う事務経費です。

次の 3 土地地籍調査費は、膳所地区及び瀬田地区における地籍調査事業の推進に要する経費です。

次に、184 ページ及び 185 ページをお願いいたします。

目 2 道路橋りょう管理費、説明欄 1 私道（わたくしみち）整備助成金は、私道（わたくしみち）の舗装や側溝整備に対する補助金です。

次に、2 道路橋りょう等管理費は、市道の用地管理に伴う経費、道路台帳・境界情報システムの運用経費のほか、道路パトロールや

雪寒対策をはじめとする日常的な道路の保全管理に要する経費、鉄道駅周辺に設けている昇降機等の運転管理経費、市街灯の新設並びに保全管理や水銀灯の計画的な LED 化の推進等に要する経費です。

次に、その下の目 3 交通安全対策費、説明欄 1 交通安全対策推進費では、バリアフリー基本構想の推進・進捗管理に要する経費、デマンド型乗合タクシー実証運行経費、補助制度としては、既存の路線バスの運行補助やノンステップバス導入促進補助等に加え、ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助を新たに取り組むとともに、地域住民の移動手段の確保に係る無償運送事業補助金を試行的に実施するなど、地域団体や交通事業者等と連携し、地域住民等の移動手段の確保に取り組む事業費を計上しております。また、交通安全対策特別交付金を活用した、歩道の整備や、ガードレール、カーブミラー等交通安全施設の整備を推進する経費、バリアフリー基本構想に基づく重点整備地区内の道路における視覚障害者誘導用ブロック等のバリアフリー整備を推進する経費、地域の生活道路や通学路の安全性向上に要する経費など、道路の安全対策に必要な事業費を計上しています。

次に、186 ページ及び 187 ページをお願いいたします。

目 4 道路維持費のうち、説明欄 1 道路維持修繕費では、市道橋の

点検及び補修設計費並びに市道橋の計画的な補修費に加え、市道の維持補修、街路樹の適切な管理等に要する経費を計上するものです。

また、積極的な国庫財源の確保に努めつつ、道路舗装等の長寿命化修繕計画に基づく補修経費を計上し、予防保全的な維持管理を行うことにより、道路を効率的かつ効果的に保全するとともに、快適で円滑な交通を確保することとしています。

次に、その下の目 5 道路新設改良費のうち、説明欄 1 県営工事負担金は、県において施行する道路改良整備に伴う本市の負担金です。

2（補助）道路新設改良費では、新名神高速道路整備と連携して整備を進めている市道幹 2028 号線について、NEXCO 西日本との工事委託契約に基づく事業推進経費等を計上するほか、市道幹 1009 号線について、真野川に架かる橋梁の上部工や L 形擁壁工等に要する経費を計上するものです。

3（単独）道路新設改良費では、JR 石山駅北口駅前広場整備をはじめ、地域からご要望いただいている市道路線の改良整備の推進に要する測量設計費並びに工事費等について、必要な予算を計上するものです。

次に、その下の目 6 用悪水路費、説明欄 1 用悪水路改良費は、水路の維持補修等に係る経費です。

次に、その下の目 7 河川費、説明欄 1（単独）河川改良整備費は、山中町の鼠谷川の改修整備費をはじめとして、地域からご要望いただいている準用河川や普通河川の改修等に必要な予算を措置するものです。

次に、188 ページ及び 189 ページをお願いいたします。

ページ上段、目 8 急傾斜地崩壊対策費のうち、説明欄 1 急傾斜地崩壊対策費は、本市が施行する伊香立上龍華町地区及び大石小田原一丁目地区等における急傾斜地崩壊対策の推進に要する経費です。

2 県営工事負担金は、葛川坊村地区や比叡平地区などにおいて、県が施行する急傾斜地崩壊対策事業等に伴う本市の負担金です。

次に、その下の項 3 港湾費、目 1 港湾管理費、説明欄 1 港湾管理費は、市内の 4 港湾の維持管理費であり、施設の補修工事費、雄琴港及び南小松港の清掃に要する委託料などを計上するものです。

次に、その下の項 4 都市計画費、目 1 都市計画総務費、説明欄 2 都市計画企画調整費のうち、建設部に所管に属するものは、国道等の整備促進協議会や期成同盟会等の活動に必要な経費を措置するものです。

次に、190 ページ及び 191 ページをお願いいたします。

目 2 街路費のうち、説明欄 1 街路整備推進費は、街路事業の推進に伴う事務経費です。

説明欄 2（補助）都市計画道路整備推進費のうち、建設部の所管に属するものは、都市計画道路 3・4・9 号馬場皇子が丘線（北国町工区）における道路舗装等工事費、都市計画道路 3・4・46 号比叡辻日吉線における事業用地の取得や道路改良工事等に要する経費、都市計画道路 3・5・101 号本堅田衣川線における補償調査、用地取得や移転補償等に要する経費を中心に、街路事業の推進に必要な予算を措置するものです。

説明欄 3（単独）都市計画道路整備推進費は、建設部において所管する街路事業用地を適切に管理するための除草等に要する経費を措置するものです。

次に、192 ページ及び 193 ページをお願いいたします。

目 4 自転車駐車場管理運営費のうち、説明欄 1 交通安全対策推進費は、11 箇所を指定している放置禁止区域における放置自転車に対する啓発及び撤去並びに保管所における返還事務等に要する経費です。

説明欄 2 自転車駐車場管理運営費は、市内に有料 17 箇所、無料

12 箇所を設置している自転車駐車場の管理運営及び借地料等に要する経費を計上するほか、施設老朽化対策工事や大津京駅前自転車駐車場の収容台数増加に要する経費を計上するものです。

次に、その下の目 5 自動車駐車場管理運営費、説明欄 1 駐車場事業費は、公共駐車場 5 箇所、月極駐車場 7 箇所の管理運営経費を措置するものです。

ページが少し飛びまして、222 ページ及び 223 ページをお願いいたします。

款 11 災害復旧費、項 1 災害復旧費、目 4 公共土木施設災害復旧費、説明欄 1 道路河川災害復旧費につきましては、道路や河川の災害時における復旧費です。

次に、恐れ入りますが、6 ページにあります、第 2 表債務負担行為にお戻りいただき、建設部が所管する項目について、ご説明いたします。

6 ページの下から 2 つ目にございます、道路新設改良事業費は、真野川河川改修に伴う市道幹 1012 号線に架かる橋梁（柳原橋）の架替事業です。本件は、橋梁架替の第 2 期工事として、上部工の整備を実施するものですが、橋梁の架替工事が渇水期しか施工できず、事業工程が 2 ヶ年にわたることから令和 8 年度にかけて限度額

34,000千円の債務負担行為を設定するものです。

以上をもちまして、令和7年度大津市一般会計予算のうち、建設部の所管に属する部分についての説明とさせていただきます。

何卒、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。